

スポーツ科学の現象学的方法論は指導者の体罰をどう読み取るか

日向 悠太 (Yuta Hyuga)

立教大学大学院文学研究科

スポーツと教育、そして「科学」という3点を結び付けるとき、真っ先に浮かび上がる論点が「体罰」である。2012年12月に起こった桜宮高校バスケットボール部体罰自殺事件以来、教育現場での体罰を問題視する論はジャーナリズムにおいても学問の世界においても繰り返されている。その多くは体罰の悪影響や法的・人権的問題を通じた体罰に対する否定的な主張であるが、そうした体罰への否定の数々もむなしく、学校内での体罰はたびたびメディアに取り上げられている。本年5月にも秀岳館高校サッカー部での暴力行為の数々が明るみになり、その後のサッカー部監督の対応も含めて広く知れ渡ることになったように、体罰が日々問題視され、自身の立場を危うくするとわかっているにもかかわらず繰り返されているという現状がある。

なぜ科学がスポーツと教育の結節点から体罰という論点を生じさせるのか。それは①(とりわけ日本の)体罰史においては体罰の否定は進歩主義的な教育論者によって「科学的」で「民主的」なコーチングによって達成されると主張されるものであり、それに対して体罰の肯定と行使は、そうした進歩主義的な教育論を「理想論」とする保守的で権威主義的な教育実践者に支えられている、という構図があるからである(Miller 2013)。②学校の教室で起こる暴力の根本原理にはスポーツ指導と同じであるロジックがあるからである。スポーツは明確な達成目標があり、その効率的な達成を目指すことが要求される。指導者はスポーツの明確な達成目標と、そのための方法を熟知している者として権威が裏付けされている。学校教育が明確な教育目標を設定し、教師はその効率的な達成方法として教育方法を専門的に学ぶことが要求されるようになると、スポーツ指導と同じような権威性が示される。その権威性は指導者の指導の正当性を保障する際に体罰のような教育方法も他の知識や技術の伝授と同じように正当化されてしまう(松田 2019)。加えて日本においては「体育」という語の形成における教育とスポーツとの混交と分断の問題がある。元々日本語の「体育」とは英語の Physical Education (PE) の翻訳である「身体教育」であり、その短縮形として「体育」が用いられるようになった。その翻訳語としての体育と共に日本にやってきたのがスポーツであり、日本でのスポーツの普及は教育と共に取り入れられることになる。これは日本人にとって、「体育」と「スポーツ」がかなり密接なものとして理解されるという認識を築いたのだが、しかしこれが日本におけるスポーツ研究と教育実践との現代まで続く緊張関係をもたらすことになる。それは日本のスポーツ研究の中心となった日本体育学会が大学の体育教官を中心に行われ、医学や生理学によるいわゆるスポーツ科学と学問的に袂を分かってきたことに由来する。体育学はその関係で自身の学問としての確固たる基盤を、スポーツ関係を通じた人間関係である「体育人」および日本におけるスポーツが出発した地点であるところの学校教育に置き、そ

れによって各学問の方法論に入り込みつつも体育学を一つの学問として自立させようとした（樋口 2005）。

以上の論述はスポーツと教育の近さと遠さをそれぞれ明らかにする。歴史的に教育に基盤を置いて発展してきた体育学および体育研究は、スポーツを体育の中に深く根付かせながらもスポーツ科学研究を外部に、つまりスポーツを通じた人間関係である「体育人」の外側に置いてきた。加えて、スポーツ科学を積極的に摂取する教育論は、現場主義者に理想主義者として認識され、対立している。

このように（とりわけ日本の）スポーツ科学と体育・スポーツ指導の関係を顧みると、ふたつの問題点が示しうる。ひとつは本提題が既存のスポーツ科学が客観的・量的な方法に偏重している点に批判を加え、質的・現象学的な一回性の経験の記述を方法論として採用していこうとするものであるが、この方向性はスポーツ指導・教育が未だ客観的な科学を十分摂取してない段階では十分に機能しないのではないかという点であり、もうひとつは、当事者的な視点から分析する研究方法は体罰を肯定し用いる教育実践者が持つ、実際に体罰が効果的で意義のある教育方法であるという実感を補完し促進してしまわないかという問題点である。客観的科学はまさにそうした実感を勘違いであるという実証的なデータを示すことで、現場の体罰に反論してきたと主張されるため、この体罰という論点を通じて本提題の示す方法論が棄却されることが考えられる。本発表ではこうした問題に対し、それぞれの科学がもたらす知が「客観的な再現可能性」を担保するか「一回性の現象」を看取するものであるかという違いに注目して答える。数量的で再現可能な科学においては経験的に再現可能なものとして体得された体罰とおう教育方法の有効性を、数量的な方法で否定する以外には説得力を持たない。一方で一回性の現象を記述する質的・現象学的アプローチのスポーツ学は、「あの教師のビンタが私を変えた」的な体罰の肯定の物語を否定でないとしても、それを確固たる教育方法として繰り返すことに対して批判を加えうる。現象学的教育学を方法論とする Max Van Manen は教育が、予測のできない子どもの成長の瞬間に最善の一手を打つような、再現不可能な一回性の出来事であると考え（Manen 1992; 2016）。こうした Manen による教育の現象学的理解は、スポーツの質的・現象学的アプローチは、少なくとも体罰が繰り返され連鎖してしまうという問題について、有効な論点を提示する。

参考文献

- Manen, M. V., 1992, *The Tact of Teaching*. Routledge.
———, 2016, *Pedagogical Tact: Knowing What to Do When You Don't Know What to Do*. Routledge.
- Miller A.L., 2013, *Discourses of Discipline: An Anthropology of Corporal Punishment in Japan's Schools and Sports*. (石井昌幸・坂元正樹・志村真幸・中田浩司・中村哲也 [訳]、2019、『日本の体罰 学校とスポーツの人類学』、共和国)
- 樋口聡、2005、『身体教育の思想』、勁草書房。
松田太希、2019、『体罰・暴力・いじめ スポーツと学校の社会哲学』、青弓社。